

16. 山梨県北都留郡大月町役場文書目録(41N-6,42G-1,42F-2)

目 次

解 題

- 16・1. 広里村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書/—1884年(明治17)……………p.86
- 16・1・1. 租税 1—2
- 16・1・2. 土地 3—23
- † 地券名寄簿(駒橋組) † 地券名寄簿(大月)
- † 地券台帳 † 地券一筆限反別地価取調帳
- 16・2. 広里村戸長役場文書/1884年(明治17)—1889年(明治22)……………p.88
- 16・2・1. 村政一般 24
- 16・2・2. 土地 25—35
- † 地所名寄帳(花咲組) † 地所名寄帳(大月組)
- † 地所名寄帳(駒橋組)
- 16・2・3. 道路 36
- 16・3. 広里村(大月町)役場文書/1889年(明治22)—1954年……………p.90
- 16・3・1. 郡衙等達訓令 37—40
- † 郡衙達訓令
- 16・3・2. 土地 41—55
- † 土地名寄帳 † 名寄帳
- 16・3・3. 蚕種 56

解 題

歴史 本文書群の出所である広里村(大月町)は、桂川(相模川上流部)と支流笹子川の合流点一帯に位置し、甲州街道沿いにあり、現在の大月市のほぼ中央部に位置する。近世では、この地域は大月、上花咲、下花咲(上・下花咲村は合併し花咲村となる)、真木、駒橋の5か村があり、郡内領に属していた。

近代には、明治維新後、石和県、甲斐府、甲府県を経て、1871年(明治4)より山梨県となり、大小区制期には、1872年(明治5)に都留郡第八区、1876年(明治9)に山梨県第三十一区となり、1888年(明治11)の都留郡の分画に際しては、北都留郡に属した。この間、1875年(明治8)2月3日、大月、花咲、真木、駒橋の4村は合併して広里村と称した。広里村の面積は、東西約1里15町・南北約1里であった(『山梨県市郡村誌』)。

同村の村政機構は、1875年の「広里村事務所」、1878年(明治11)の「広里村役所」を経て、1884年(明治17)の戸長役場の設置に至り、「広里村戸長役場」を下花咲組に置いた。1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては単独で施行し、「広里村役場」を置いた。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、1891年(明治24)の戸口(現住戸数・本籍人口)は、597戸、3530人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は3194円29銭8厘、反別は田95町7反1畝21歩・畑213町4反1畝11歩・切替畑154町4反7畝28歩・宅地21町5反3歩・竹藪6反4畝22歩・林72町3反7畝25歩・芝地44町2反5畝14歩・合計602町3反9畝4歩である。

その後、1933年(昭和8)4月1日に大月町と改称、1954年8月8日、笹子村、初狩村、^{にぎおか}賑岡村、^{ななほ}七保町、猿橋町、梁川村と合併して大月市となり、さらに、同年9月8日、富浜村を合併して現

在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度および1967年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店より購入したものである。これまでの文書群名は「山梨県北都留郡諸村役場書類(1)」「同(2)」であったが、『史料総覧』の編集の際に、分割、合併してこの文書群名としたほか(41N-6、42G-1)、本集11.平等村上万力村組合役場文書(42F-1)に混入していたものをここに加えた(42F-2)。また七保村(42G-2)のものが混在していることも分かったので分離した。

数量は、56点(『史料総覧』では57点)であるが、合綴された史料を1点として数えると60点、書架延長は2mである。

史料の概要 この文書群の史料集積時期は、1875(明治8)年-1954年であるが、ほとんどは1900年までのものである。書込み下限をみても1910年代まで広里村役場において使用されていた文書に限定されていると考えられる。この中で戦後の史料が1点あるのは、町村合併、大月市発足直前の文書であって、文書群全体からは特異なものとなっている。合併前後の混乱のなかでの文書廃棄を想像させる。

内容は、以下の通り主として郡役所などからの令達類、地租改正以降の土地関係・租税関係文書である。目録編成の第1次項目としては、広里村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書(16・1。23点)、広里村戸長役場文書(16・2。13点)、広里村(大月町)役場文書(16・3。20点)を設定した。村事務所以前の戸長事務所の名称を特定できないので、戸長事務取扱所を仮称した。

16・1広里村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書の第2次項目は、租税、土地、16・2広里村戸長役場文書は、村政一般、土地、道路であって、主として「地券名寄簿」「地券台帳」「地券一筆限反別地価取調帳」「地所名寄帳」などである。

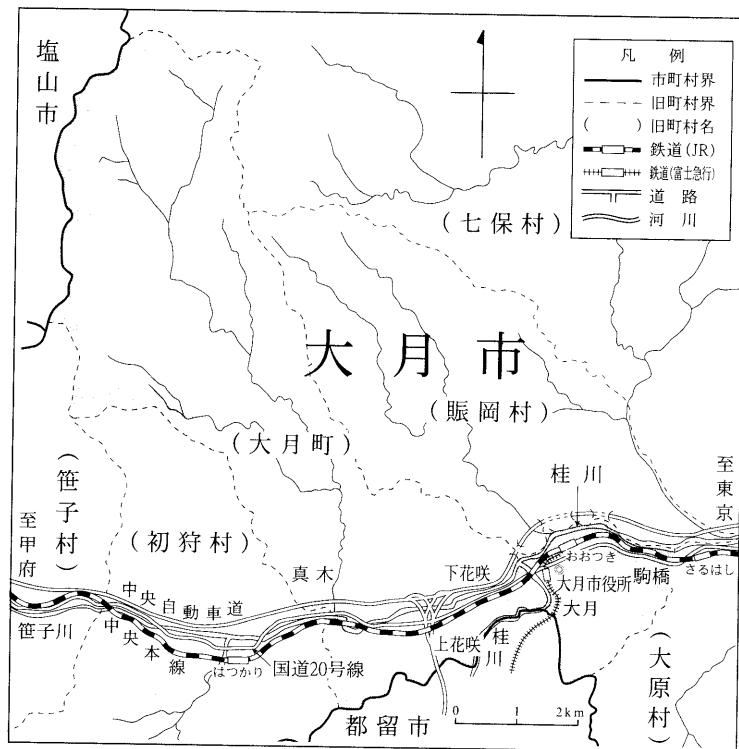
16・3広里村(大月町)役場文書では、郡衙等達訓令、土地、蚕種とした。主として「郡衙達訓令」「土地名寄帳」「名寄帳」である。このうち「町村制ニ関スル訓令達」(史料番号42G-1,2)は、町村制の施行にあたり北都留郡役所から1889-1891年に達せられた訓令であるが、町村事務の枠組みにかかる規定であるので、史料館の史料叢書3『町村制の発足』に全文を翻刻した。

参考文献

- ・大月市史編纂室編『大月市史』通史篇・史料篇、大月市役所、1976-78年。
- ・大月短期大学地域研究室編『大月市史資料分類目録』同短期大学、1996年。
- ・国文学研究資料館史料館編『町村制の発足(史料叢書3)』名著出版、1999年。

関連史料 大月市立図書館には、笹子・初狩・中初狩・大月・猿橋・七保・富浜・梁川各村の公文書など1万点を超える文書を収蔵している(『大月市史資料分類目録』)。大月町の方では、町村制施行以前の文書はなく、本文書群の集積時期との重なりはほとんど認められない。

図10 大月町役場管内要図



16.1. 広里村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

16.1.1. 租税

1 租税課賦[] []第弐号 明治十年
第八月.

作成:[広里村事務所]. 明治10・8.(1877).

1冊. 28cm. かぶせ綴. 表紙破損.

奥書:明治十年八月製之. 担当副戸長和光督.

内容:住倉栄五郎分以下(花咲).

史料請求番号42G-1,26

2 証印税取調簿 山梨県第三拾一区 広里村
駒橋.

広里村事務所. 明治11.(1878).

1冊. 26・5cm. かぶせ綴.

史料請求番号42G-1,18

16.1.2. 土地

3 田畑奥印控帳 広里村元駒橋 弐番 明治
八亥年三月四日より 戸長兼勤戸長井上武
右衛門.

広里村[]. 明治8.(1875).

1冊. 30cm. 四ツ目綴. 史料請求番号42G-1,19

4 山林原野一筆限り簿 山梨県第三十壹区
都留郡広里郷ノ内旧駒橋.

作成:広里村事務所(推定). 明治[].

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 地主押印.

内容:長田佐兵衛分以下.

史料請求番号42G-1,16

5 田畑名前帳 第三十一区真木組 矢貝源五
郎より小林丈八迄 明治十年丑八月.

作成:広里村事務所. 明治10・8.(1877). 書
込み下限:明治18.

1冊. 28cm. 紙見出し付き. 地主押印.

表紙押印:「広里村役所」.

その他の標題表示:第四号.

史料請求番号42G-1,10

6 地券名寄簿 第十四伍 第三十一区都留郡
広里村 井上武右衛門.

作成:広里村事務所(推定). 明治[].

1冊. 28cm. かぶせ綴.

史料請求番号42G-1,11

7 地券名寄簿 一号 第三拾一区広里村駒橋
組.

作成:広里村事務所(推定). 明治12以前推
定.(1879). 書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 紙見出し付き. 地主
押印.

その他の標題表示:ノ一.

内容:佐倉栄五郎分以下.

史料請求番号42G-1,12-1

8 地券名寄簿 三号 第三拾一区広里[村]駒
橋組.

作成:広里村事務所(推定). 明治12以前推
定.(1879). 書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 紙見出し付き. 地主
押印.

その他の標題表示:る三.

内容:奥秋伊兵衛分以下.

史料請求番号42G-1,12-2

9 地券名寄簿 四号 第三拾壹区広里村駒橋
組.

作成:広里村事務所(推定). 明治12以前推
定.(1879). 書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 紙見出し付き. 地主
押印.

その他の標題表示:^(のち)□二.

内容:安藤藤左衛門分以下.

史料請求番号42G-1,12-3

10 [地券名寄簿] 五号.

作成:広里村事務所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治16.

† 地券名寄簿(駒橋組)

1冊. 27・5cm. 表紙欠か. かぶせ綴. 地主押印.
内容:星野寛則分以下.

史料請求番号42G-1,12-4

11 地券名寄簿 六号 第三十一区広里村駒橋組.

作成:広里村事務所(推定). 明治[].

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 地主押印.

その他の標題表示:ツ七.

内容:井上武右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,12-5

† †

12 [地券名寄簿] 六号.

作成:広里村事務所(推定). 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治18.

1冊. 26・5cm. 表紙欠か. かぶせ綴. 地主押印.

内容:76番小林彦右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,12-6

† 地券名寄簿(大月)

13 地券名寄簿 一号 大月.

作成:広里村役所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 表紙・後表紙欠. 紙見出し付き. 地主押印.

内容:野口文七分以下. 史料請求番号42F-291

† 地券台帳

14 地券台帳 真木 北都留郡広里村.

作成:広里村役所(推定). 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:真木組第七号. その他の標題表示:合・二千六百七[十五]・三千[七十八](掛紙).

地番:2675-3078番. 史料請求番号42G-1,22-1

15 地券台帳 真木 北都留郡広里村役所.

作成:広里村役所. 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:真木組第八号.

地番:3079-3563番. 史料請求番号42G-1,22-2

16 地券台帳 真木 北都留郡広里村役所.

作成:広里村役所. 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:真木組第十八号. その他の標題表示:六千七百五十八・七千六十九.

地番:6758-7069番. 史料請求番号42G-1,22-3

17 地券台帳 花咲 五百十一番ヨリ八百九十一番マテ 北都留郡広里村役所.

作成:広里村役所. 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:花咲組第三号.

地番:511-891番. 史料請求番号42G-1,23-1

18 地券台帳 花咲 千八百二十七番ヨリ二千九十七番マテ 北都留郡広里村役所.

作成:広里村役所. 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地小口表示:花咲組第七号. その他の標題表示:合.

地番:1827-2097番. 史料請求番号42G-1,23-2

19 地券台帳 花咲 [] [北都留郡広里村役所].

作成:広里村役所(推定). 明治11推定.(1878). 書込み下限:明治18.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 表紙汚破損. 地券台帳使用.

地小口表示:花咲組第九号.

地番:2440-2755番.

フケ. 一部開披不可. 史料請求番号42G-1,23-3

† †

20 名寄取調牒 第三十一区広里村之内旧花咲.

作成:広里村役所(推定). 明治12推定.(1879). 書込み下限:明治18.

1冊. 27cm. かぶせ綴. 紙見出し付き. 地主押印.

その他の標題表示:五号.

内容:君田長右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,24

21 [山林原野取調総計ほか].

広里村役所. 明治11-12.(1878-1879).

1綴(4冊). 28cm.

合綴:1.山林原野取調総計 第三十巻区都留郡広里村ノ内旧駒橋村. 差出:担当戸長井上武左工門[ほか村総代・担当者6名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治11・8・20.(1878).1冊. 27・5cm.

2.山林原野反別取調総計簿扣 第三拾巻区広里村旧真木村. 差出:担当戸長井上武右衛門[ほか村総代・担当者14名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治11・8・20.(1878).1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 継目印.

3.山林原野等級反別総計簿 山梨県第三拾巻区都留郡広里村旧花咲. 差出:担当戸長井上武右衛門[ほか村総代・担当者・伍長10名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治11・8・20.(1878).1冊. 27・5cm.

4.山林原野等級総計簿 第三拾巻区広里村大月組扣. 差出:担当戸長井上武右衛門[ほか村総代・担当8名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治11・8・20.(1878).1冊. 28cm.

5.旧村限反別地価取調簿 明治十二年二月上帳

扣 北都留郡広里村. 差出:戸長井上武右衛門. [].1冊. 26・5cm. 罫紙:山梨県第三十一区橙色13行罫. その他の標題表示:明治十六年取調認め旧村総計残無記載有之.

史料請求番号42G-1,15

†地券一筆限反別地価取調帳

22 地券一筆限反別地価取調帳 第七号 北都留郡広里村真木組.

作成:[]. 明治[].

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴.

地番:5455-6361番.

史料請求番号41N-6,156-1

23 地券一筆限反別地価取調帳 第八号 北都留郡広里村真木組.

作成:[]. 明治[].

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴.

地番:6362-7069番.

史料請求番号41N-6,156-2

16.2. 広里村戸長役場文書

16.2.1. 村政一般

24 公用達 甲号 明治十八年 広里村戸長役場.

広里村戸長役場. 明治18.(1885).

1冊. 28cm. 四ツ目綴.

その他の標題表示:第式拾四号.

内容:北都留郡役所の達ほか.

史料請求番号42G-1,1

16.2.2. 土地

†地所名寄帳(花咲組)

25 地所名寄帳 第壹号 北都留[郡広里村]花咲組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治18推定.(1885). 書込み下限:明治23.

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名花崎一号.

内容:岡本佐五右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,25-1

26 地所名寄帳 第貳号 北都留郡広里村花咲組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治18推定.(1885). 書込み下限:明治23.

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名花咲二号.

内容:鈴木茂右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,25-2

27 地所名寄帳 第参号 北都留郡広里村花咲組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治18推定.(1885). 書込み下限:明治23.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名花咲三号.

内容:君田長右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,25-3

28 地所名寄帳 第四号 北都留郡広里村花咲組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治18推定.
(1885). 書込み下限:明治22.

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:名花咲四号.

内容:小俣亀右エ門分以下.

史料請求番号42G-1,25-4

† 地所名寄帳(大月組)

29 地所名寄帳 続編 北都留郡広里村大月組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治18推定.
(1885). 書込み下限:明治22.

1冊. 26・5cm. 後表紙なし. 地券名寄帳用紙使用.

内容:小宮熊蔵分以下. 史料請求番号42G-1,20

† 地所名寄帳(駒橋組)

30 地所名寄帳 第壹号 北都留郡広里村駒橋組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治23.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:駒橋壹号.

内容:住倉栄五郎分以下.

史料請求番号42G-1,13-1

31 地所名寄帳 第貳号 北都留郡広里村駒橋組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治23.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:駒橋二号.

内容:小花衣吉三郎分以下.

史料請求番号42G-1,13-2

32 地所名寄帳 第四号 北都留郡広里村駒橋組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治23.

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 地券名寄帳用紙使用.

地小口表示:駒橋四号.

内容:井上武右衛門分以下.

史料請求番号42G-1,13-3

33 地所名寄帳 続編 北都留郡広里村駒橋組.

作成:広里村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治21.

1冊. 25・5cm. 地券名寄帳用紙使用.

内容:賑岡村小俣亀右衛門分以下. 一部フケ. 開披注意.

史料請求番号42G-1,14

† †

34 地券書換願綴 駒橋組分 明治貳拾年自一月至五月 北都留郡広里村戸長役場.

広里村戸長役場. 明治20.(1887).

1冊. 26・5cm. 後表紙なし.

その他の標題表示:二号. 台帳記入済.

史料請求番号42G-1,6

35 脱落地申告書 広里邨之内駒橋組 明治二拾年十二月.

広里村戸長役場. 明治20.(1887).

1冊. 26cm.

史料請求番号42G-1,17

16・2・3. 道路

36 道路堤防関係書類 明治十八年 広里村戸長役場.

広里村戸長役場. 明治17-18.(1884-1885).

1冊. 25・5cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:第四号.

史料請求番号42G-1,7

16.3. 広里村(大月町)役場文書

16.3.1. 郡衙等達訓令

37 町村制ニ関スル訓令達 明治二十二年五月
始 広里村戸長役場。

広里村役場。明治22-24。(1889-1891)。

1冊。27cm。後表紙なし。後欠。

『町村制の発足(史料叢書3)』に全文収録。

史料請求番号42G-1,2

† 郡衙達訓令

38 郡衙御達訓令 明治二十九年 広里村役場。
広里村役場。明治29。(1896)。

1冊。24.5cm。コンニャク版多数。

史料請求番号42G-1,3

39 郡衙達訓令 明治三十一年 広里村役場。
広里村役場。明治31。(1898)。

1冊。24cm。後表紙なし。コンニャク版。

史料請求番号42G-1,4

40 郡衙達訓令 明治三十三年 広里村役場。
広里村役場。明治33。(1900)。

1冊。24.5cm。後表紙なし。コンニャク版多数。

史料請求番号42G-1,5

16.3.2. 土地

† 土地名寄帳

41 土地名寄帳 第弐号 北都留郡広里村役場。
作成:広里村役場。明治[]。書込み下限:
大正4。

1冊。27cm。土地名寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:第弐号駒橋。

内容:志村治三郎分以下。

史料請求番号42G-1,8-1

42 土地名寄帳 第拾四号 広里村役場。

作成:広里村役場。明治[]。書込み下限:
大正3。

1冊。27.5cm。土地名寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:第十四号真木。

内容:平井三郎兵衛分以下。

史料請求番号42G-1,8-2

43 土地名寄帳 第拾六号 広里村役場。

作成:広里村役場。明治[]。書込み下限:
大正4。

1冊。27.5cm。土地名寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:第十六号真木。

内容:天野畑右エ門分以下。

史料請求番号42G-1,8-3

† 名寄帳

44 名寄帳 第壹号 広里村。

作成:[]。明治[]。書込み下限:
明治33。

1冊。26cm。四ツ目綴。紙見出し付き。土地名
寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:駒橋壱。表紙裏の記載:三十五年六月
廿日ヨリ名寄修正ニ係ル小林。

内容:住倉栄五郎分以下。

史料請求番号42G-1,9-1

45 名寄帳 第弐号 広里村。

作成:[]。明治[]。書込み下限:
明治33。

1冊。26cm。四ツ目綴。紙見出し付き。土地名
寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:駒橋弐。

内容:志村義男分以下。 史料請求番号42G-1,9-2

46 名寄帳 第四号 広里村。

作成:[]。明治[]。

1冊。26cm。四ツ目綴。紙見出し付き。土地名
寄帳用紙(推定)使用。

地小口表示:大月壱。

内容:吉村平八分以下。 史料請求番号42G-1,9-3

47 名寄帳 第五号 広里村。

作成:[]。明治[]。書込み下限:

明治34.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:大月式.

内容:小宮ひさ分以下. 史料請求番号42G-1,9-4

48 名寄帳 第六号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:明治27.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:花咲壺.

内容:岡本武三郎分以下.

史料請求番号42G-1,9-5

49 名寄帳 第七号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:明治35.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:花咲式.

内容:井上平左衛門分以下.

史料請求番号42G-1,9-6

50 名寄帳 第八号 広里村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:花咲三.

内容:君田音太郎分以下.

史料請求番号42G-1,9-7

51 名寄帳 第九号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:明治35.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:真木壺.

内容:久保田七郎右エ門分以下.

史料請求番号42G-1,9-8

52 名寄帳 第十号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:

明治32.

1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:真木式.

内容:伊奈玉之甫分以下.

史料請求番号42G-1,9-9

53 名寄帳 第十壹号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:明治29.

1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:真木参.

内容:平井三郎兵衛分以下.

史料請求番号42G-1,9-10

54 名寄帳 第十貳号 広里村.

作成:[]. 明治[]. 書込み下限:明治26.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:真木四.

内容:天野菊太郎分以下.

史料請求番号42G-1,9-11

55 名寄帳 第十参号 広里村.

作成:[]. 明治[].

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 紙見出し付き. 土地名寄帳用紙(推定)使用.

地小口表示:真木五.

内容:杉本つる分以下.

史料請求番号42G-1,9-12

16・3・3. 蚕種

56 蚕種購入施設事業成積書.

差出:大月町長幡野孝命. 宛名:山梨県知事天野久. 昭和29・2.(1954).

1綴. 26・5cm. 3丁. 表紙・後表紙なし. 罫紙:大月町役場赤色14行罫. 契印. カーボン紙複写.

史料請求番号42G-1,69